

弘前市通学路安全推進会議規約

(名 称)

第1条 この会議は「弘前市通学路安全推進会議」(以下「推進会議」という。)と称する。

(目 的)

第2条 推進会議は、児童生徒が安全に通学できる通学路の確保のため、関係機関が相互に連携・協同し、継続的に通学路の安全確保に向けた取組を推進することを目的とする。

(取組)

第3条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の取組を行う。

- (1) 通学路の安全確保の取組に関する協議
- (2) 通学路の安全確保に関する情報及び意見交換
- (3) その他目的を達成するために必要な事項

(構成員)

第4条 推進会議は、下記を構成員とする。

- ・弘前市教育委員会
- ・弘前市建設部
- ・弘前市都市環境部
- ・青森県中南地域県民局地域整備部
- ・国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所弘前国道維持出張所
- ・青森県弘前警察署

(役員)

第5条 推進会議には、会長及び副会長を各1名置く。

- 2 会長は、弘前市教育委員会学校づくり推進課長が務め、推進会議を代表し、会務を処理する。
- 3 副会長は、弘前市建設部建設政策課長が務め、会長が不在のときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が召集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 事務局は、弘前市教育委員会学校づくり推進課に置く。

(その他)

第8条 この会則に定めるもののほか、運営に必要な事項は推進会議に諮り、会長が定める。

附 則

この規約は、平成27年2月19日から施行する。

(平成28年4月1日一部改正)

弘前市通学路安全推進協議会名簿

所 属	分 野
弘前市教育委員会学校づくり推進課	学校関係者
弘前市建設部建設政策課	道路管理者
弘前市建設部道路維持課	道路管理者
弘前市都市環境部都市政策課	交通政策関係者
中南地域県民局地域整備部道路施設課	道路管理者
国土交通省東北地方整備局青森河川国道 事務所弘前国道維持出張所	道路管理者
弘前警察署	交通管理者